

# 電子マネーと金融史\*

## —サイバースペースにおける フリー・バンキングの可能性—

寺 地 孝 之

### I はじめに

作道潤著『フランス化学工業史研究——国家と企業』は、その表題が示すとおり、フランスの化学工業を対象としながら、「国家」と「企業」との関係について論じている。そこでは、「フランスの企業家ならびに企業は、高関税や政府からの保護・助成策によって守られることに慣れ親しんでいたが、そのため却ってフランス企業の国際的競争力を著しく弱めることになった<sup>1)</sup>」という、いわゆる「停滞論者」たちのステレオタイプなフランス経済史観を離れて、例えば、「国家の産業への介入がしばしば行われたことは事実だが、それらは往々にして社会の安定を重視する立場から滅び行く産業や企業の存続を図るものであったため、新産業や新技术にとつてはその発展に貢献しないばかりか犠牲を強いられる場合も少なくなかったことに注意しなければならない<sup>2)</sup>」と述べたり、あるいは、今世紀におけるフランス化学工業の再生について「国家の政策とはほぼ無関係に、あるいは国家の無策や不器用な介入にもかかわらず、不断の企業努力の結果として実現したものであった<sup>3)</sup>」と述べている。そのことからわかるように、同著は、「国家」と「企業」との間の緊

\* 本稿は、平成8年度近畿郵政局特別委託研究『金融革新の経済分析』、及び貯蓄経済研究センター主催の「金融システム研究会」における筆者個人の研究成果を利用している。

1) 作道潤『フランス化学工業史研究——国家と企業』有斐閣、1995年、7頁。

2) 作道、前掲書、7頁。

3) 作道、前掲書、8頁。

張関係を緻密に実証してゆくことによって、フランスの工業化における新たな「國家」像を描き出すことに成功している。

ところで、「政府からの保護・助成策によって守られることに慣れ親しんでいた」のは、フランス経済ばかりではない。本稿が対象とするところの銀行業もまた、たとえば日本の「護送船団方式」に代表されるように、「政府からの保護・助成策によって守られることに慣れ親しんで」きたのである<sup>4)</sup>。そして、そうした政府の介入は、「社会の安定を重視する立場」から銀行業や銀行といった「産業や企業の存続を図るものであった」のだが、そのことが、銀行業にとっては「発展に貢献しないばかりか犠牲を強いられる場合も少なくなかったことに注意しなければならない」のは、フランスにおける工業化の場合と同様である。そして、むしろ銀行業は「国家の政策とはほぼ無関係に」、「不断の企業努力の結果として」こそ発展する可能性があるのだということを、あらためて正面から主張したのは、F・A・ハイエク (F. A. Hayek) 著『貨幣発行自由化論』であった<sup>5)</sup>。

「貨幣発行の自由化」とは、まさにその字面のとおり、政府による貨幣供給の独占を廃止し、民間による自由な競争のもとでの貨幣供給を認めようという提案である。しかしながらハイエクは、このことを強く主張しつつも、晩年、「今使用されている政府貨幣を民間の競争通貨に置き換えるという、かねてより私が述べてきた自由化案は、依然として私は望ましいと思っているのではあるが、当面、そんなことをしようという政府はどこにもない。だから、いまやそれはまるでユートピアの

4) 「経済的行為の多くの部分においては、自由競争が適切なものであるという合意が得られている。つまり、公正な一般的条件のもとで、各経済主体は、自己の利益の実現を目指すことによって、経済的に効率的な成果を生み出すのだという合意である。……しかし、このように論理的にも、実証的にも、自由企業経済が現実の世界で明らかな成功を収めているにもかかわらず、自由裁量の熱心な提唱者でさえもが自由な需給関係を導入することに躊躇する唯一の産業、あるいは経済活動が存在する。この産業こそが銀行業であり、銀行業は、体質的に不安定な産業だということが多くのものによって信じ込まれているのである。」  
Rolnic, A.J. and Weber, W.E., "New Evidence on the Free Banking Era," *The American Economic Review*, Vol.73, No.5, 1983, p.1080.

5) F・A・ハイエク (川口慎二訳) 『貨幣発行自由化論』東洋経済新報社、1988 年。原典は、Hayek, F. A., *Denationalisation of Money: The Argument Refined*, The Institute of Economic Affairs, 1976. 寺地孝之『近代金融システム論』有斐閣、1998 年、186-90 頁。

如くになってしまった<sup>6)</sup>」と述べているように、その実現可能性については自らも悲観的であった。

ところが、1990年代後半に至って、再度、ハイエクが主張するところの、国家的な、あるいは中央集権的な制約を極力排除しようとする、いわゆるフリー・キャッシング (free banking) に基づく金融システムが、再度注目を集める事態が生じてきた。すなわち、突如として急速にインターネットが普及してきたことを受けて、いわゆる電子マネーに関する議論が活発になったが、こうした議論の中で、電子マネーの発達が、サイバースペースの中でフリー・キャッシング的な金融システムを実現するのではないかとか、あるいは電子マネーの発展の経路は、19世紀のスコットランドにおけるフリー・キャッシングによる金融システムの運営に類似しているなどといった意見が示されるようになった。こうして、これまでおよそ19世紀を対象とした金融史上の問題に過ぎず、あるいはハイエクですら、その実現可能性については悲観的であったフリー・キャッシングというアイデアが、21世紀における金融システムの課題として急浮上し、このことにまつわる金融史研究が、単なる「過去の実証」としてではなく、「将来への展望」として注目を集めるようになってきたのである。

このように電子マネーは、それがパーソナル・コンピュータとかインターネットとかといったような極めて現代的な、あるいは未来的な要素を身にまとっているがために、なかなか想起しにくいことではあるのだが、貨幣史上ないしは金融史上において位置づけることなくしては、その本質に迫ることはおよそ不可能であろう。本稿は、こうした観点から、最近のわが国における電子マネーに関する議論を踏まえつつ、電子マネーとフリー・キャッシングとの関係を再検討し、電子マネーの金融史上における位置づけを明らかにしようとするものである。

---

6) Hayek, F.A., "Market Standards for Money," *Economic Affairs*, Vol.6, No.4, 1986, p.9.

## II 電子マネーの現状

アダム・スミス (A. Smith) は、「ある物を他の物と取り引きし、交易し、交換しようとする性向」は、「人間の本性上の性向」であると述べているが<sup>7)</sup>、その性向を具体化するものこそが貨幣であり、貨幣の歴史は人間の歴史とともににある。それゆえ現代におけるさまざまな金融革新もまた、われわれの歴史の過程の中に位置づけられるべきものであろう。したがって、電子マネーが将来において铸貨や紙幣にとってかわる可能性を内包しているのであるとすれば、それに対して「日本銀行金融研究所が 96 年 3 月末、貨幣史の研究会を開き、その一環として電子マネーの分析を始め」たことはきわめて当を得たものであったといえよう。たしかに、現行の電子マネーについての報告や研究は、その大半が「実験の状況や安全性に焦点が当たっている」ものばかりであり、こうした状況の中にあって、同研究会が『そもそも貨幣とは何か』から研究し、今後電子マネーが日本の風土になじむかどうかを検討」しようとしたことは十分に評価されるべきである<sup>8)</sup>。

とりわけ、同研究会が、単に「貨幣とは何か」を歴史に問いかけるだけでなく、さらにその成果を踏まえて、将来的に電子マネーが日本の風土になじむかどうかを検討しようとしていることは興味深い。実際、近代以降欧米社会ではごく日常的に使用されている「小切手」という決済手段が、日本の社会では今日までほとんど定着していないという現状を考えれば、電子マネー自体についての研究よりもむしろ、電子マネーという決済手段が今後日本に定着しうるかどうかということについて検

- 
- 7) アダム・スミス（大河内一男監訳）『国富論』、中央公論社、1978 年、第 1 卷、第 1 篇、第 2 章「分業をひきおこす原理について」24 頁。
- 8) 日本経済新聞社編『電子金融の衝撃——銀行が消える日』日本経済新聞社、1996 年、132 頁。もちろん、このことは、実験の状況や安全性に関する議論が無用であるということを意味するものではない。「現在の通貨は、高度な印刷技術や紙質などの物理的特性によって金額情報を保証しているが、これでは情報ネットワーク化に対応できない。電子現金は、銀行などの通貨発行機関による署名付金額情報である。……このような状況の中で、電子決済やプライバシー保護に対して不可欠な暗号鍵の正当性をどのように保証し、管理するかということが、安全な社会を築くための喫緊の課題として浮上してきた」のであって、電子マネーに関して安全性等に関する議論が中心となるのは当然である。郵政省電気通信局編『暗号政策と電子現金』第一法規、1996 年、「はしがき」。

討することの方が、より重要であるのかもしれない<sup>9)</sup>。

いずれにせよ、電子マネーや電子決済システムについては、技術的な視点からであれ、経済学的な視点からであれ、あるいは、研究者・技術者向けのものであれ、一般読者向けのものであれ、すでに多数の研究成果や出版物が蓄積されており、ここではそれをもう一度繰り返すことはしない。ただし、従来の報告や研究における電子マネーについての議論は、そこでの参加者が、それぞれ自分の理解やイメージにもとづいて独自の「電子マネー」観をもって行われたり、あるいは、本来同一の方式であるものを異なる名称で呼んだりしているがために、結果的には、せっかくの議論自体が、概念や呼称のズレから混乱に陥ってしまっている場合が多いようにも思われる。したがって、本稿がそれらを整理しないまま金融史の領域の中での議論を進めようとすれば、一層の混乱が生じてしまう恐れがある。そこで以下ではまず、今日すでに多数の形態が併存している電子マネーの現状を大まかに分類、整理し、本章が分析の対象とすべき、すなわち金融史の上で議論されるべき電子マネーの将来像をあきらかにしておきたい。

電子マネーの将来像を考える場合にはおそらく、既存の決済手段が内包する問題点を抽出することからはじめれば、わかりやすいであろう。すなわち、たとえば、現行のクレジットカードで決済を行う場合には、銀行券による決済に比べて以下のような点で問題がある。すなわち、①セキュリティ：送信されたクレジットカードの番号を第三者に覗かれる可能性がある、②個人間取引：カード会社と契約者間との間の特定個人間の決済であって、一般性がない、③匿名性：購入記録が存在する、

9) 事実、その後、神戸、大宮両市で電子マネーの利用実験が開始され、続いて1998年7月からは、「民間主導で世界最大規模」というふれこみの実験が東京・渋谷で開始されたものの、いずれも「利用者の反応はいまひとつ」であるという。そして、さしあたってその理由は、「使える店が一部だけ」であったり、カードへ利用金額を注入するための機械操作に戸惑ったりといったようなハード面での問題に求められているようである。しかしながら、電子マネーにはクレジットカードなどのような「サービスのポイントがつかないので面白みがない」とか、「強引に新しいカードに切り替えさせられたけれど全然使っていない」とか、あるいは「客に暗証番号を打つてもらうため、端末機をレジから移動させるのがやっかい」などといったような利用者の反応を聞いてみると、やはり日本独自の支払慣習についての要因がその背後で作用しているのではないかと思われる。『日本経済新聞』1998年8月20日朝刊。

④少額取引：手数料が負荷されるために少額支払には不向きである。これに対して銀行券による決済であれば、こうした問題はまったく存在しない。したがって、これらの問題点を解決し、クレジットカードの特性から離れてより銀行券の特性に近づいた電子マネーこそが、最終的に電子マネーにおけるデファクト・スタンダードとしての地位を獲得してゆくものと考えられる。

この点に着目しながら、現在開発されつつある電子マネーの状況を整理してみよう。現状の電子マネーは一般に、すでにイギリスで実験中のモンデックス (mondex) に代表される「IC カード型」とオランダのデジキャッシュ (DigiCash) 社によって開発された e キャッシュ (e-cash) に代表される「ネットワーク型」とに大別するのが妥当である。「IC カード型」の電子マネーは、その現金価値が利用者間で流通するところに特徴があるが、基盤整備にコストがかかる。一方、「ネットワーク型」の電子マネーは、利用者が電子マネーで買い物などをするとき、現金価値は電子マネーの発行主体に直ちに戻るところに特徴があり、インターネットなど既存の通信網を利用できるため、コスト的には優位である。

「IC カード型」の代表的存在であるモンデックスとは、イギリスのナショナル・ウェストミンスター銀行 (National Westminster Bank) が中心になって始めた電子マネーの実験プロジェクトの名称であり、具体的には 1995 年からロンドンの西方に位置するスウィンドンで運用実験が始まっている。モンデックスを利用する場合、利用者は、現金自動預け払い機 (ATM) や電話回線などを通じて自分の預金口座から現金を引き落とし、それと等価の金銭価値をデータとして IC カードに蓄積する。そして、小売店などで物やサービスを購入する際には、代金相当分を端末を通じて店側に移動させることによって決済が完了する。

この「IC カード型」の電子マネーとしては、他にも、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル (American Express International) とベルギーの電子マネー会社との技術提携によるものなど多数あるが、とりわけ、モンデックスは、1996 年 11 月にマスターカードによって、この方式の国際統括会社であるモンデックス・インターナショナルの株式の 51 %が取得されたことから、少なくとも「IC カード

型」の電子マネーにおけるデファクト・スタンダードに向けて一歩先行したといえよう<sup>10)</sup>。

一方、「ネットワーク型」の電子マネーの中には、従来のカード会社・銀行間の決済メカニズムはそのままで、単に決済に必要な情報だけをインターネット上で安全に交換できるようにしたファースト・ヴァーチャル・ホールディングズ (First Virtual Holdings) 社のものに代表されるような「クレジットカードベース型」のものや、小切手が電子化されたかたちの、サイバー・キャッシュ社やネットチェック社のものに代表される「小切手型」のものなどが含まれるが、これらはいずれも、個人間取引ができない、匿名性がない、手数料がかかる、などの点で問題を残している。これに対して、オランダのデジキャッシュ社が開発した e キャッシュは、これらの問題をかなりの程度まで解決し、現金の特性をもつとも巧みに模倣したシステムであるところから、今日「ネットワーク型」の代表的な方式として考えられている。

この方式の場合、電子マネーの利用者は、まず e キャッシュを運営しているオランダのデジキャッシュ社にインターネットを通じてアクセスし、金額、貨幣番号、ID 番号などのデータによって取引の安全が確保された e キャッシュを自分のパーソナル・コンピュータに引き下ろすことによって、ネットワーク上の決済が可能となる。しかし現在のところ、この方式によって電子マネーを保有するためには、アメリカのミズーリ州にあるマーク・トウェイン銀行 (Mark Twain Bank) にドル建ての預金口座を開設し、ここに利用したい e キャッシュと等価のドル残高を振込む必要がある。なお、このシステムでの通貨単位は、サイバードル (Cyberdollar) と呼ばれるが、その価値は米ドルと完全にリンクしている。つまり、この「ネットワーク型」に属する e キャッシュの場合でも、その金銭価値の裏付けは、「IC カード型」と同様に預金である。

それでは、将来的には、「IC カード型」と「ネットワーク型」のいずれが優位に立つのであろうか。ネットワーク型で購入できる商品アイテムが現状よりも多様化

10) モンデックスの詳細については、日立製作所・新金融システム推進本部編『図解よくわかる「電子マネー」——「モンデックスマネー」を中心として』日刊工業新聞社、1996 年、および磯部朝彦監修・日立総合計画研究所編『電子マネーとオープン・ネットワーク社会』東洋経済新報社、1996 年、を参照。

すれば、日本では初期投資が少なくてすむネットワーク型の方から普及するとも考えられるし、あるいは、当面は日常的な少額決済にのみ利用されるとすれば、カード型の方が普及しやすいのかもしれない。しかし、今後、電子マネーが普及してゆくとすれば、ブームのなかで「ネットワーク型」と「IC カード型」の統合がすすみ、IC カードは街頭での買い物だけでなく、インターネット決済用カードとして家庭でも使えるようになると考えるのが妥当であろう。

すなわち、既存の「IC カード型」の電子マネーの場合、モンデックスの方式であれ、その他の方式であれ、それが単独で使用される場合には、次のような問題点をもっている。すなわち、①専用の読み取り、書き込み装置が不可欠であるなど、普及にはコストと時間がかかる。②オンラインショッピングのようなインターネット上の取引に関する潜在的需要とは異なり、市中での決済にあえて電子マネーを使用する利点はそれほど大きくない。③また、とくに日本については、日本銀行金融研究所の研究テーマとも重なるが、②との関連で、そもそも小切手はもとより、クレジットカードの利用でさえ十分には定着していないのに、さらに「IC カード型」の電子マネーが日常的に利用されるのかどうか疑問である。

したがって、モンデックス等の「IC カード型」の電子マネーは、いずれ「ネットワーク型」に吸収されるか、あるいは「IC カード型」と「ネットワーク型」が統合されるというのが、電子マネーの将来像についての現段階での一般的な考え方であるように思われる。すなわち、パーソナル・コンピュータに IC カードの読み取り装置が装備され、「装置に IC カードを差し込んだ状態では、ネットワーク・マネーの保蔵手段となり、取り外して持ち歩けば、電子財布として使えるというのが、考えられる一つの将来像であろう<sup>11)</sup>。」そして事実、「いまや IC カード型電子マネーとネットワーク型電子マネーは、プログラムを搭載した多機能型 IC カードによつて融合されつつある。ISO（国際標準化機構）での標準化も進み、世界共通プラッ

11) 池尾和人『現代の金融入門』筑摩書房、1996 年、190 頁。あるいは、「現在のところ IC カード型電子マネーとネットワーク型電子マネーのもつとも大きな相違点は利用範囲にあるが、今後は両者の融合が進み、IC カード型電子マネーがネットワーク型電子マネーを包含することになろう。」須藤修・後藤玲子『電子マネー』筑摩書房、1998 年、48 頁。

トフォームとしての IC カードの登場がいよいよ現実のものとなってきている<sup>12)</sup>。」

### III 新たな通貨論争

このような将来像が期待されている電子マネーは、金融史上における新しい貨幣形態の出現として捉えるべきなのであろうか。われわれが貨幣を定義しようとするときには、通常、その機能面から、「一般的交換手段」、「価値保蔵手段」、「価値尺度」という三つの機能を有するものを貨幣として定義する。また、ケインズ（J. M. Keynes）は『一般理論』の中で、貨幣を「取引動機」、「予備的動機」、「投機的動機」という三つの保有動機によって把握しようとした<sup>13)</sup>。あるいはまた、貨幣に対しては、通常、「強制通用力を伴う汎用性」「ファイナリティ」「匿名性」という三つの要件が求められていると言うこともできよう<sup>14)</sup>。

したがって、電子マネーが新しい貨幣形態の出現として捉えられるかどうかについては、その機能について、その保有動機について、あるいはその要件について、電子マネーがそれらを満たしているかどうかを個別に検討してゆけばよいことになる。それらのすべてをここで検討してゆくことは不可能に等しいが、たとえば、日本経済新聞社は、「強制通用力は電子マネーの発行主体にかかる。民間銀行が電子マネーを発行して、利用を促進する場合、発行体が経営破綻するリスクが伴うし、法律で強制通用力を担保するのは難しい。中央銀行が紙幣などと並んで電子マネーの発行主体になれば、信用力や強制通用力の問題は解決する。」「ファイナリティは、電子マネーの支払はその時点で完結するために確保される。」「匿名性は、電子マネーのシステムの作り方にかかっている」が、「現金並の匿名性の確保は可能」であるとして、「電子マネーが将来、貨幣に代わる潜在的可能性を秘めているのは確かだろう。……貨幣は石から貝殻、貴金属、コイン、紙幣から、プラスチックカードへ

12) 須藤・後藤、前掲書、59 頁。

13) Keynes, J. M., *The General Theory of Employment, Interest and Money*, Macmillan, 1936, pp.170-1.

14) 日本経済新聞社、前掲書、133-4 頁。

と確実に変わろうとしている」との見解を示している<sup>15)</sup>。

また、日立製作所・新金融システム推進本部は、「紙幣が金属通貨と兌換性を保つて登場したように、電子マネーも現行通貨の代替品として、それと共に存するかたちで利用され始めている。地のままの金から鋳造された金貨へ、軽くなった金貨から、兌換を保障された紙幣へ、兌換保障を失った紙幣から電子マネーへと変遷してゆく貨幣の歴史は、まさに『本物』の貨幣の单なる『代わり』が、それ自体で『本物』の貨幣となってしまうプロセスの繰り返しに他ならない<sup>16)</sup>」として、電子マネーを「ネットワークで送れる貨幣」であると結論づけている。

このように電子マネーが、かつての鋳造貨幣や銀行券に代わるべき新たな貨幣形態の出現であるとするこれらの考え方について、ただちに同意することにはいささか抵抗があるが、このことについては後ほど触ることにしたい。しかし、少なくともいわゆる「貨幣の無体化」の延長線上で電子マネーを捉える必要があることはあきらかであろう。つまり、これまで歴史上存在してきたすべての貨幣は、実物貨幣か信用貨幣のいずれかに属しており、最初に貨幣は実物貨幣として生成、発展し、やがて貨幣の無体化の傾向にそって信用貨幣へとその比重を移してきた<sup>17)</sup>。それでは、電子マネーはこの信用貨幣における新しい形態なのであろうか。

19世紀の通貨論争は、「通貨学派 (currency school)」と「銀行学派 (banking school)」との間で行われた。「通貨学派」は、貨幣を鋳造貨幣および銀行券と規定し、銀行預金や為替手形を信用とみなした。そして、預金や手形は、究極的には銀行券や鋳貨で支払われる所以であるから、信用量は貨幣量によって決定されねばならないと主張した。一方、「銀行学派」は、鋳貨のみを貨幣と規定し、銀行券を預金や手形と同様に信用形態とみなした。彼らは、信用量の変化それ自体はいかなる所与の現金基盤の上でも生ずると考えて、銀行券の発行を規制することに対してなんらの信頼をも寄せなかった。つまり、19世紀の通貨論争は、19世紀までに新たな決済手段として普及した銀行券を貨幣として捉えるかどうかというところにその論

15) 日本経済新聞社、前掲書、134-5 頁。

16) 日立製作所・新金融システム推進本部、前掲書、8 頁。

17) 川口慎二編『金融論入門』(第2版)、春秋社、1979年、9 頁。

点があった。

したがって同様に、おそらくは21世紀において新たな決済手段として普及をはじめるであろうことが予想されている電子マネーについても、それを貨幣として捉えるかどうかという点から、あらたな通貨論争が生じる可能性があるし、実際、その議論はすでに始められつつある。ただ、現状においては、果たして電子マネーがどのような形態で実社会に定着するのかということについての見極めができていないために、まだ十分具体的な議論ができるような状況にはないようであるが、さしあたって論点となるのは、電子マネーは、銀行券の代替物であるのか、それとも預金の代替物であるのか、という点であろう。

すなわち、現在、決済手段として利用されている信用貨幣としては、政府の発行する各種の铸貨あるいは紙幣からなる「政府貨幣」、中央銀行券と中央銀行預け金からなる「中央銀行貨幣」、および預金通貨、すなわち商業銀行およびその他の金融機関における要求払預金からなる「預金貨幣」がある。したがって、電子マネーが新たな貨幣形態であるとすれば、かならずこれらの貨幣のうちのどれかに分類されるはずである。つまり、上述の論点を言い替えれば、現状の「政府貨幣」の大半が補助貨幣としての铸貨であるところからこれを除外するとして、電子マネーは、「中央銀行貨幣」の新形態となるのか、あるいは「預金貨幣」の新形態となるのか、ということが問題になってくるのである。

「中央銀行貨幣」であれ「預金貨幣」であれ、電子マネーが貨幣であるならば、それは当然貨幣供給量の定義に含まれるべきである。そして、そのことによって貨幣供給量が変化するかどうかは、すでに述べたように①電子マネーが代替するのが銀行券か預金か、②発行者が何を見合いに電子マネーを供給するか、ということに依存する。電子マネーが預金に代替し、かつ銀行預金のみを裏付けとして発行される場合には、電子マネーの発行分だけ民間の預金が発行者の預金にかわり、その預金は追加的な貨幣供給とはならないので、貨幣供給量の合計は変わらない。他方、電子マネーが銀行券に代替する場合や発行者が裏付け資産として国債など預金以外の

資産を保有する場合には、貨幣供給量は増加すると考えられる<sup>18)</sup>。しなしながら、すくなくとも現行の電子マネーは、モンデックスのような「IC カード型」であれ、e キャッシュのような「ネットワーク型」であれ、前節でみたようにいずれの方式も預金のみを裏付けとして発行された預金の代替物であると考えられるので、現状においては電子マネーの出現が貨幣供給量に変化を及ぼすことはないものと思われる。

もちろん、やがて電子マネーが普及してくるにつれて、現状の方式のもとでも預金者が預金の引き下ろしを銀行券ではなく電子マネーで求めるようになるかもしれない。そして、その場合には、金融機関が必要とする銀行券や準備預金の量はそれに相応して減少することになるであろうが、「理論的にいえば、電子マネーが普及し、預金に対する支払い準備の比率がいくら小さくなつたとしても、中央銀行が発行する現金（＝銀行券——引用者）あるいは準備預金に対する需要が完全になくならない限り、乗数効果そのものは健在であり、変化するのは乗数の値であるにすぎない<sup>19)</sup>」ということになり、たしかに電子マネーの普及は必要な支払準備を減らすものの、それは同時に信用乗数の上昇なのだから、金融政策の効果はかえって高まると考えてよいだろう。

#### IV 電子マネーによるフリー・バンкиング

このようにみると、電子マネーの出現は当面、貨幣供給量にも、あるいは金融政策の効果にもそれほど大きな影響はないよう思われるが、本稿はこれまで、意図的にひとつだけ大きな問題を回避してきた。つまり、これまでの議論においてわれわれは、銀行券という用語を使用してきたが、その場合の銀行券とは、独占的な中央銀行が発行する銀行券、すなわち中央銀行券を前提としたものであった。

しかしながら、電子マネーの発行は必ずしも中央銀行によって行われるわけではないであろうし、民間銀行のみが発行するとも限らない。つまり、電子マネーが中

18) 須田美矢子「電子マネーと金融政策」『日本経済新聞』、1996 年 7 月 31 日～8 月 4 日、朝刊。

19) 岩村、前掲書、161-2 頁。

中央銀行によって発行される限りにおいては「中央銀行貨幣」の新形態に留まるのであろうが、発行主体が中央銀行以外の銀行によるものであれば、「中央銀行券」の代替物たる電子「(非中央)銀行券」として登場してくるであろうし、銀行以外の機関が発行主体となれば、電子「(非銀行)券」となる可能性もおおいにある。その場合、電子マネーは、単なる預金代替物ではなく、貨幣供給量や金融政策に大きな影響を及ぼす銀行券代替物となりうるであろう。

そこで、問題とすべきは、「銀行以外の者が電子マネーを発行する可能性はないのか」という点である。この点については、「これはある意味では定義の問題に過ぎない。現在は、銀行とみなされていない主体であっても、電子マネーを発行すれば、それは銀行であるとみなすべきであろう。したがって、それが発行する電子マネーの残高も当然にマネーサプライの定義に加えられるべきである<sup>20)</sup>」との見解を示す論者もある。しかし、この解釈が妥当性を持つのは、あくまでも電子マネーが中央銀行券ないしはその預金を見合いとして発行される限りにおいてである。つまり、民間銀行であれ銀行以外の者であれ、中央銀行以外の種々の主体が、中央銀行券以外の種々の価値を見合いとして電子マネーを発行する場合には、たとえ「電子マネーを発行するものはすべて銀行である」と定義したとしても、「すべての銀行は同質の電子マネーを発行するのか」という問題が残るであろう。ここには「競争通貨 (competing currencies)」の状態が出現する可能性が存在するのであって、やがて預金を見合いとしない電子マネーが出現することにより、貨幣の発行主体が独占的でなくなり、質の異なる複数の通貨が併存する状況になるということは、まさにハイエクが『貨幣発行自由化論』において主張したフリー・バンキングの状況が現実のものとなることを意味するのである。

それでは、上述のような「銀行以外の者が電子マネーを発行する」場合の混乱を回避するために、現在の銀行券と同様に、発行主体を中央銀行に限定して、「中央銀行券」としての電子マネーのみを流通させる場合にはどうであろうか。実は、その場合にも、やはりハイエク的なフリー・バンキングの状況が出現するのだという見

---

20) 池尾、前掲書、201頁。

解がある。つまり、発行主体を「中央銀行に限定すれば、少なくとも国内においては、マネーサプライ政策は従来どおりに機能するようになるに思える。しかし、電子マネーは国境を越えて流通し、取引は瞬時に実行される。外為法が改正された状況下では、為替相場はかなりの速度で変動する可能性がある。その時、物価および決済システムの安定という目的で為替の変動幅を縮小するために中央銀行が介入しても、グローバルな金融市場においては従来よりもその政策効果は減少するであろう<sup>21)</sup>。」そして、この場合、「電子マネーのもたらす汎国家性によって、一経済圏における複数通貨併存の可能性、それがもたらす通貨間の競争状態の可能性が予見される<sup>22)</sup>」との見解が示されるのである。

このような電子マネーによるフリー・バンキングの現出の可能性をいち早く予見したのは、サイバーキャッシュ (CyberCash) 社の創業社で会長を務めるリンチ (D. C. Lynch) であった。彼は、「インターネット・コマースのためのデジタル・マネーの発展は、いくつかの点でスコットランドの銀行システムの発展に対応するように

---

21) 須藤・後藤、前掲書、136 頁。

22) 岩村、前掲書、172 頁。あるいは、「こうした動きの行き着く先はどこであろうか。ある意味では、ハイエク的な自由貨幣「denationalisation of money」の世界に近いのではないか。……多種多様な通貨が一国一地域内で同時に流通する (concurrent currencies) というイメージは、20 年を経過した今新たな現実性を獲得しつつあるともいえなくはない。というのは、上にも述べたように、外貨が、国内通貨の欠点を補うために用いられるからである。ただし、その欠点とは、ハイエクの想定したようなインフレによる減価ではなく、国内通貨建ての金融サービスの不足であるという意味で現代版になっている。」木下信行・日向野幹也・木寅潤一『電子決済と銀行の進化』日本経済新聞社、1997 年、231-3 頁。しかしながら、このような各国中央銀行が発行する各国通貨間での競争状態をもハイエク的な「競争通貨」の状態と同一視することには、問題がないわけでもない。つまり、今後、例えば一枚の IC カード型電子マネーにドルや円といったような複数の通貨単位が同時に格納され、しかも、決済にあたって、その利用者がいずれの通貨単位で決済するかを自由に選択できるような状況に至れば、それはたしかに通貨が自由に選択されるという意味でハイエク的な「競争通貨」の世界が実現することになるだろう。しかし、当面は、一国一地域内で流通するのは、一通貨単位を格納した電子マネーとなるであろう。そして、この場合には、すべての電子マネーはいずれかの通貨単位の預金の裏付けがあるはずであり、国際的にみれば、例えばドルを裏付けとする電子マネーによる寡占状態が現出されるという可能性はあるにせよ、個々の通貨の価値自体は従来どおり外国為替市場において評価されるわけであって、既存の国際金融制度の範疇から大きく逸脱して、ただちに「競争通貨」の状態に至るとは考えにくい。

見える<sup>23)</sup>」と指摘した。

ここでリンチが指摘したところのスコットランドの銀行システムの発展とは、具体的には産業革命期当時の金融システムをさしている。すなわちスコットランドの金融システムは、18世紀以降、1844年のピール銀行条例をスコットランドに適用することを内容とする1845年法が成立するまで、イングランドの銀行制度や法律から隔離されたかたちで独自の発展を遂げていった。そこでは、エジンバラに本店を置く大手銀行を中心としてほとんどすべての銀行が銀行券の発行権を有していた。発券の自由は新しい銀行の設立を促進し、銀行間の競争を刺激し、さらに支店銀行制度の早期の確立を実現した。そして、銀行同士が自由競争の状態にあったにもかかわらず、同じ時期にイングランド銀行を中心にして規制的、集権的な金融システムの整備がすすめられていたイングランドでは恐慌が周期的に発生していたのに対して、スコットランドではそうした恐慌がほとんど発生せず、極めて安定した金融システムが維持され、しかもイングランドに比べて遜色のない急速な工業化を実現したのである<sup>24)</sup>。

リンチは、スコットランドの事例を挙げながらも、実はそのことを明示的には述べていないのだが、おそらく彼は、将来複数の電子マネーが並存し競争することになるかもしれないインターネット・コマースにおけるひとつのあるべき理想像として、この産業革命期におけるスコットランドの状況を想定しているものと考えられる。たしかに、電子マネーの発行主体に求められる信用とかコストを考えれば、おそらくサイバースペース内の電子マネーによるフリー・バンキングは、当初は多少の混乱が生じるであろうが、やがてはスコットランドのような安定的なシステムへと収斂してゆく可能性が高いと考えられる。

しかしながら、サイバースペースが、かつてのスコットランドのような安定的なシステムに収斂せず、同じくフリー・バンキングではあっても、南北戦争前のアメ

23) リンチ・ルンドキスト（小川唯史訳）『デジタルマネー——インターネットコマースの時代』新紀元社、1996年、151-2頁。原典は、Lynch, D. and Lundquist, L., *Digital Money: The New Era of Internet Commerce*, John Wiley & Sons, Inc., 1996。

24) 寺地、前掲書、194-200頁。

リカ合衆国における金融システムのように、質的に問題のある多数の貨幣発行主体が乱立するような状況に陥ってしまったらどうなるであろうか。すなわち、当時の合衆国では、1837 年のミシガン州をはじめとして 1860 年までに北部を中心に 18 の州で自由銀行法が採択され、必要最低限の資本さえもつものであれば誰でも自由に銀行業に参入できた。その結果、経営能力のまちまちな多数の銀行がそれぞれ銀行券を発行したため、各銀行券は、額面を離れて、それぞれの評価に応じた値付けが行われるようになり、銀行券による決済はきわめて複雑なものになってしまった。さらにそうした銀行の中には、「山猫銀行（wildcat bank）」と呼ばれる、僻地に店舗を構えてわざと兌換を回避したり、あるいは店舗自体が存在せず発券のみを目的とするような銀行があらわれ、甚大な被害をもたらしていた<sup>25)</sup>。

電子マネーが不特定の発行主体によって発行され、銀行券を代替するようになつたときには、これと同じ状況が発生する可能性もまた否定できない。その場合には、電子マネーの利用者は、自分のハード・ディスク上に送られてきた電子マネーが、少なくともサイバースペース内において通用するのかどうか、あるいは通用するとしても、額面どうりに通用するのかどうかを確認するために、データ列に付されたアドレスだけを頼りにインターネットという砂漠をさまよい歩くことになる。そして、ようやくアドレスをつきとめたときには、もはやその発行主体は実在していなかつたということにもなりかねない<sup>26)</sup>。

## V おわりに

もちろんこうした問題を回避することはある意味で容易ではある。サイバースペー

---

25) 寺地、前掲書、200-9 頁。

26) 事実、すでにインターネット上には、電子マネーこそ発行しないものの、「偽銀行」の出現が相次いでいる。例えば、ノースカロライナ州のネットウェア・インターナショナル銀行は、ホームページに「定期預金は年利 20 %」、「信用調査なしで融資」、「顧客を紹介すれば 25 ドル贈呈」などの宣伝を掲げて、最近 FBI の摘発を受けたという（『日本経済新聞』、1997 年 7 月 25 日、夕刊）。こうした銀行が、やがてサイバースペース内の「山猫銀行」に転化する可能性は大いにある。

スにおいて電子マネーによる独自の貨幣発行が可能となった場合には、そこに国家とか法という概念が持ち込めるかどうかはともかくとして、もしそれが可能である限り、国家はかかる貨幣発行を禁止し、依然としてそれを国家が独占しうるような法的枠組みを提供すればよいのであろう。貨幣発行権益の大きさを考えれば、いかなる手段を講じても国家はそうした方策を実施しようとするであろうことは、古代以来の貨幣史が教えるところである。

しかしながら、これまで検討してきたように、現段階での電子マネーと現段階での貨幣発行に関する法的枠組みを前提とする限りにおいては、電子マネーは、①少額決済を対象としており、②預金の代替物ではあっても銀行券の代替物とはなりえおらず、③そのため、発行主体の収入源も手数料収入が主体であって、資産運用益や、ましてや通貨発行権益などではないため、貨幣史、ないしは金融史の上でも「預金」に準じた扱いをすればよいものと考えられる。したがって、少なくとも現段階において電子マネーを、金属貨幣と銀行券に次ぐ、第三の貨幣形態として位置づけることには無理があり、時期尚早であるといえよう。同様に、現段階において、電子マネーが直ちにハイエク的なフリー・バンキングを実現することにも無理がある<sup>27)</sup>。ただし、将来において、上述のような限定条件が解除された場合には、

---

27) 電子マネーの現状をあらたな貨幣形態の出現として捉え、これをただちにフリー・バンキング的な状況に結びつけることに対しては、次のような反論も寄せられていることを付記しておきたい。すなわち、「電子マネーが経済に及ぼす重大な結果として、商業銀行や他の民間銀行が独自の貨幣を自由に発行するようになると強調する人々もいる。つまり、『サイバードル』のようなある一定のデータ列が、既存の国家や銀行システムとは独立に発行され、サイバースペース上を流通し、信用創造が行われていくというシナリオである。……しかし、現在取り上げられている『電子マネー』の多くは、こうした狭義の意味での電子マネーではない。まず、通貨とは一般的に、法律の定めによって一国内に流通する通貨であり、法律上は強制通用力のある貨幣（法貨）に限るのが通常である。……ところが現在のところ電子マネーは法律で定められたものではないし、一国内だけに流通するものでもなく強制通用力もない。また、貨幣の歴史を眺めてみると、一般大衆に信用してもらえる貨幣を独自に発行するのは、そうたやすいことではない。銀行間に競争がある限り、民間銀行は破産することがあり、破産すれば独自に発行された貨幣は無価値となり、独自発行の貨幣の信用は大きく傷つくからである。たとえば『電子マネー』の一つの典型ともいわれるモンデックスも、既存の通貨システムの一部であり、汎用再充填可能プリペイドカードといつてもよいものである。」公文俊平監修・日本マルチメディア・フォーラム編・木村忠正『第二世代インターネットの情報戦略』NTT出版、1997年、156-7頁。さらに、そもそも「電子マネー」なる用語自体が誤用であって、

電子マネーによってサイバースペースにおけるフリー・バンキングが実現する可能性があることは、リンチが指摘したとおりである。

(関西学院大学商学部教授)

---

現状の「電子マネー」は、「マネー」と呼ばれるような存在ではなく、したがってむしろ「電子決済システム」として一般化して定義すべきである、との見解もある。藤田涉・深浦厚之『ネットワーク社会とペイメント・メカニズム——電子決済の近未来』社団法人日本クレジット産業協会・クレジット研究所、1998 年、3-9 頁。